

届いています！

# みなさんの声

問い合わせ

企画政策課秘書企画係

☎ 22-0942



市民のみなさんや市外に住む人から手紙やメールでお寄せいただいた「市長への私の提案」は、1年間で56通64件でした。

提案の中には、市政やまちづくりについての企画・アイデアなどのほか、生活全般についての要望などがありました。

## ▼意見集計結果

区分	件数
環境・衛生	18
防災・安心	10
都市整備基盤	9
教育文化	7
職員・窓口	6
福祉	5
観光・産業	2
まちづくり・住民協働	2
その他	5

みなさんからの貴重な提案・意見の中から一部を紹介します。

**環境・衛生について 18件**  
「ゴミの収集日を増やしてほしい。」など

### 防災・安心について 10件

「長雨による洪水対策について教えてほしい。」「防犯カメラを設置してほしい。」など

### 都市整備基盤について 9件

「市内の道路と市役所駐車場の白線が見えにくい。」「海や山の散歩道を作してほしい。」など

### 教育文化について 7件

「休館中の美術館の作品を有効活用してほしい。」など

これらすべてを市長が確認したのち、住所・氏名の記入のあったものについては担当課から郵送や電話、面談などの方法により回答しました。

提案をいただいたものの内、例えば、「市役所駐車場の白線が見えにくい」という意見につきましては、現地を確認し、新たに白線を引き対応しています。

すぐに取りかかることができるもの、解決に時間がかかるものなど、対応はさまざまですが、市民の生命・安全にかかわるもの、緊急度の高いものから順次対応しています。

なお、回答にはおおよそ2週間程度かかり、文書（郵送）による回答となります。

また、営業活動、プライバシーの侵害、誹謗中傷、公序良俗に反する内容には回答いたしません。

※提案項目が多い場合等は、回答に時間を要する場合があります。

今後も、みなさんからいただいた貴重な「声」を市政に反映できるように取組みを進めます。

左ページの専用用紙により、ご提案ができます。切り取ってご使用ください。（切手不要）

左ページの専用用紙により、ご提案ができます。切り取ってご使用ください。（切手不要）

## 令和2年 第3回 竹原市議会臨時会

5月15日、市議会臨時会が開催され、議案1件が可決、報告6件が承認されました。主な内容は次のとおりです。

### ◆令和2年度竹原市一般会計補正予算（第1号）

特別定額給付金給付事業、子育て世帯臨時特別給付金給付事業を新たに実施するため、必要な歳出予算等について、25億4,328万3千円の増額の専決を報告するものです。

### ◆令和2年度竹原市一般会計補正予算（第2号）

ひとり親家庭等支援臨時給付金給付事業、広島県感染拡大防止協力支援金負担金事業、商業者等支援事業等、新たに実施する事業に必要な歳出予算等について、7,217万3千円を増額するものです。

## 令和2年 第4回 竹原市議会臨時会

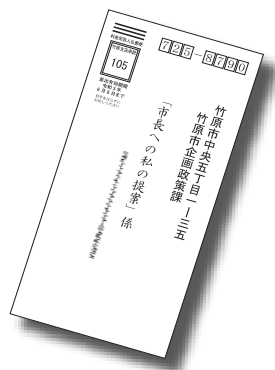
5月29日、市議会臨時会が開催され、議案1件が可決されました。主な内容は次のとおりです。

### ◆令和2年度竹原市一般会計補正予算（第3号）

「GIGAスクール構想」情報機器端末整備事業、中小企業者等事業継続支援給付金給付事業、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策支援事業等、新たに実施する事業に必要な歳出予算等について、2億4,031万3千円を増額するものです。

ご意見・ご提案をお寄せください！

## 市長への私の提案



この用紙は、折りたたむと封筒になります。切手をはらずにポストに入れてください。

まちづくりについての提案や市政についてのアイデア、意見・要望などをお寄せください。日ごろの暮らしの中で、思うことや気づいたことなどでも結構です。切手は不要ですので気軽にお便りください。お寄せいただいたものについては、市長から回答いたしますので、住所、名前を記入してください。

なお、お寄せいただいた提案の要旨について、広くみなさんに参考としていただくため、匿名で広報たけはら等に引用・転載させていただくことがあります。FAX、市ホームページでも受け付けています。

FAX 22-0998

市ホームページ「市長へのメール」から送信できます。

(<https://www.city.takehara.lg.jp/kikaku/sityou/mail.html>)

問い合わせ 企画政策課 ☎22-0942

折る

折る

住所・名前を必ず記入してください。

住所

名前

[ 歳 ] 電話番号

725-8790

竹原市中央五丁目一―三五  
竹原市企画政策課

「市長への私の提案」係



料金受取人払郵便

竹原支店承認

105

差出有効期間  
令和3年  
6月6日まで  
切手をはらわずに  
お出しください